

画像デザイン保護拡充の方向性案

	組み込み画像※1	アプリ等の画像※2
製品 の 具 体 例	冷蔵庫 ※3	
	洗濯・乾燥機	
	コピー機	
	⋮	
	タブレット PC	情報機器の画像
	パソコン	
	スマートフォン	
	情報端末	
	⋮	
	体重計	
	時計	
	自動車の メーター	

【前提】

- 物品に組み込まれる画像デザインについては、従来どおり物品単位で意匠権を設定する。
- 利用者が需要に応じ任意に機器に追加する画像を情報機器の画像として権利化可能とする。
- 情報機器の画像の権利が、パソコン、スマートフォン等の組み込み画像にも効力を及ぼす。
- 情報機器の画像と組み込み画像間では重複した権利が設定されることはない。

※1 物品と一体的のものとして創作され、物品に組み込まれるもの

※2 アプリ、汎用OS、ウェブページ等の、物品と独立して創作され流通するもの

【影響】

- ① 情報機器の画像の権利を取れば、情報機器の組み込み画像にも効力が及ぶ。※3
- ② 情報機器の組み込み画像を作る者は、製造対象の機器の組み込み画像と情報機器の画像のクリアランスが必要となるが、外延は明確。
- ③ 非情報機器は当該機器及びその類似物品の範囲をクリアランスすればよい。

※3 情報機器の画像の権利は、冷蔵庫には及ばない。ただし、Android搭載冷蔵庫のアプリの画像のように、『情報機器付き冷蔵庫』として捉え得るものの当該情報機器部分については権利が及ぶ。

(参考)9月28日第20回意匠制度小委員会において提示した案

	組み込み画像※1	アプリ等の画像※2
製品 の 具 体 例	冷蔵庫 	情報機器の画像 
	洗濯・乾燥機 	
	コピー機 	
	⋮	
	タブレットPC 	
	パソコン 	
	スマートフォン 	
	情報端末 	
	⋮	
	体重計 	
	時計 	
	自動車のメーター 	

- 物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれる画像デザインについては、従来どおり物品単位で意匠権を設定する。
- アプリ、汎用OS、ウェブページ等の、物品と独立して創作され、流通する画像デザインについては情報機器の画像として、機器横断的な意匠権を設定する。
- 従来型の意匠権と情報機器の画像の意匠権は、排他的である。すなわち、従来型の意匠権はアプリ等に及ばず、情報機器の画像の意匠権は組み込み画像に及ばない。
- 従来型物品と情報機器の画像は非類似となる。したがって、法律上特段の手当を行わない限り、同一又は類似の画像について、従来型物品の意匠権と情報機器の画像の意匠権が併存する可能性がある※3。

※1 物品と一体的のものとして創作され、物品に組み込まれるもの

※2 アプリ、汎用OS、ウェブページ等の、物品と独立して創作され流通するもの

※3 ただし、先願意匠が公知となった後に出願された後願については、創作容易であるとして拒絶される。